

湯浅町告示第63号

湯浅町広報ゆあさ有料広告掲載実施要領を次のように定める。

平成27年4月 1日
湯浅町長 上山 章善

湯浅町広報ゆあさ有料広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湯浅町有料広告掲載要綱（平成27年告示第61号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、町が作成する広報ゆあさ（以下「広報」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、広報の紙面のうち、町が指定する位置とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、縦50mm×横85mmを1単位とする。2枠連続のときは、50mm×175mmとする。

(枠数)

第4条 広告を掲載する枠数は、1号につき12枠とする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

2 1号における広告掲載枠の割り当ては、1事業所につき1枠とする。ただし、広告掲載希望者が広告枠数に満たないときは、満たない枠数の範囲内で複数枠に掲載することができる。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、広報ゆあさ又は町ホームページ等により行うものとする。ただし、広告掲載希望者が広告枠数に満たないときは、随時募集又は個別に案内することができる。

2 広告掲載希望者が募集件数を超えるときは、要綱第7条の優先順位によるものとし、同じ優先順位に属する複数の希望者がある場合は、抽選による。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として1号単位とし、連続掲載は最長12号とする。ただし、再掲載は妨げない。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、下記の通りとする。

区 分	掲載料
1ヶ月	5,000円
2ヶ月	10,000円
3ヶ月	14,500円
4ヶ月	19,000円
5ヶ月	23,500円
6ヶ月	27,000円
7ヶ月	31,500円
8ヶ月	36,000円
9ヶ月	40,000円

10ヶ月	44,000円
11ヶ月	48,000円
12ヶ月	50,000円

(広告掲載の申込み)

第8条 広報への広告掲載希望者は、湯浅町広報ゆあさ有料広告掲載申込書(様式第1号)により、広告物の見本を添付して、指定する期間内に町長に提出しなければならない。

(広告の掲載決定)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、その可否を決定し、湯浅町広報ゆあさ有料広告掲載(決定・却下)通知書(様式第2号)により、広告掲載希望者へ通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第10条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなった場合はこの限りではない。

(広告内容等)

第11条 掲載原稿(手書きでも可。ただし指定文字(ロゴマーク)や写真・イラストなどを入れる場合は、原本を提出するものとする。なお、写真・デジカメはプリントしたもので、ネガは不可、データは可。デジカメは解像度になるべく良いもの)は、掲載希望者が作成し、あらかじめレイアウトしたものを提出するものとする。

2 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用するときは、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生するときは広告主の負担とする。

(留意事項)

第12条 広告の表示内容等は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 町が推奨していると誤解をされるような表現をしないこと。
- (2) 虚偽又は誇大な表現をしないこと。
- (3) 広告内容に関する一切の責任は、広告主が負うこと。

(ホームページ公開での取り扱い)

第13条 広報ゆあさを湯浅町ホームページに公開するときは、広告は削除する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

湯浅町広報ゆあさ有料広告掲載申込書

湯ま企第 号
年 月 日

湯浅町長 様

住所又は所在地 _____
申込者 氏名又は名称 _____
代表者職氏名 _____ (印)
電話番号 _____
FAX番号 _____

湯浅町広報ゆあさ有料広告掲載実施要領第8条の規定により、次のとおり広告掲載を申し込みます。

1. 広告の枠数及び号数

枠数	号数	備考

(注) 「号数」の欄は、「月号数」を記入ください。

2. 添付書類 広告物の見本 (内容)

3. その他

- ①申込みにあたっては、湯浅町有料広告掲載要綱及び湯浅町広報ゆあさ有料広告掲載実施要領を遵守します。
- ②広告内容には、著作権等の侵害や関係法令に抵触していないことを確約します。

湯浅町広報ゆあさ有料広告掲載（決定・却下）通知書

湯ま企第 号
年 月 日

様

湯浅町長

湯浅町広報ゆあさ有料広告掲載実施要領第9条の規定により、次のとおり広告掲載（決定・却下）をしたので通知します。

1. 決定区分

<input type="checkbox"/>	決定（掲載します。）
<input type="checkbox"/>	却下（掲載しません。）
	理由

2. 広告の枠数、号数及び広告掲載料

枠数	号数	広告掲載料
		円
		円
		円
合計		円

3. 広告掲載決定通知の場合

(1) 添付書類 納入通知書

広告掲載料の納付は、年 月 日までに一括して納付してください。

(2) 提出書類 広告原稿を 年 月 日までに提出してください。

(3) 掲載にあたっては、湯浅町有料広告掲載要綱及び湯浅町広報ゆあさ有料広告掲載実施要領を遵守してください。

※この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、湯浅町長に異議申立てをすることができます。